

【全体の運営について】

自治協議会の役割を認識し、部会活動に重点を置いた運営方法へ

【主な改善点】

- ①「審議会」としての役割を果たすため、自治協議会条例第7条に関する事項については、**関連する部会**（※1）において審議し、意見をとりまとめたうえで意見集約とする。
- ②「地域代表」としての役割を果たすため、毎月定例で開催していた**全体会議**（※2）については、休会する月を設け、議事の集中と、審議内容を地域と共有する時間の確保を図る。
- ③ 自治協議会の役割の認識と、さらなる活性化を図るため、**委員向け研修会の充実・強化**を図る。

※1）部会について

区ビジョンまちづくり計画における「目指す区のすがた」にあわせた部会設置とする。

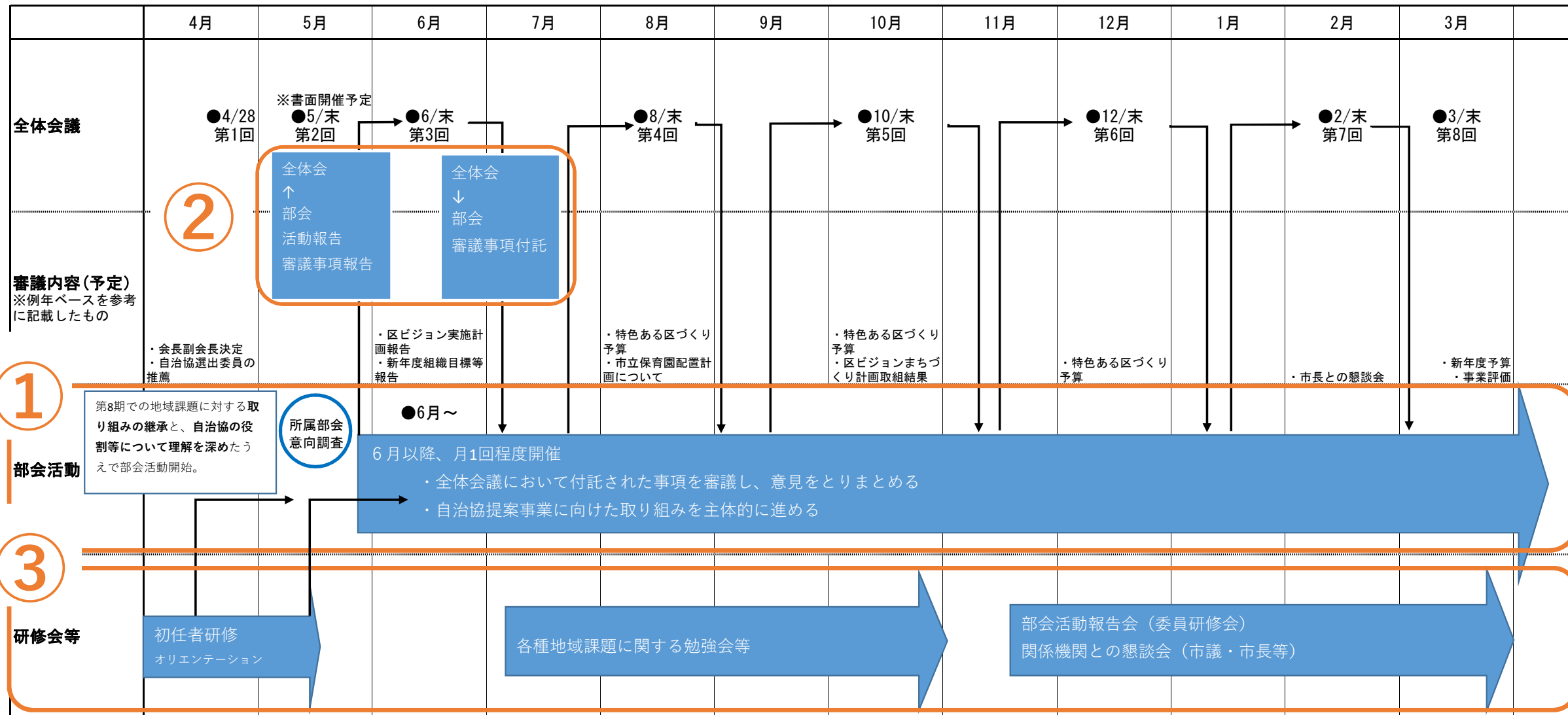
各部会への所属は、4月に開催する新任研修（市全体研修）及びオリエンテーション（区独自研修）受講後に意向調査を行い、5月全体会議（書面開催）に諮る予定。

（ただし、区ビジョンまちづくり計画における各分野からの選出者となる方は、それぞれの専門分野に所属することになるため意向調査なし）

※2）全体会議について

原則隔月開催とするが、対象月以外で議決が必要な案件等がある場合は、対面または書面により会議を開催する。

●年間スケジュール（例）



◎上記スケジュール案は、第8期中央区自治協議会委員より令和4年度第11回自治協議会にて第9期へ引き継ぐものとして提案され、承認を得たものです。